HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	障害者の「貧困観」
Author(s)	藤原, 里佐
Citation	教育福祉研究, 14, 43-53
Issue Date	2008-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/39610
Type	departmental bulletin paper
File Information	JESW14_004.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

[Journal of Education and Social Work No.14 2008
教育福祉研究　第14号　2008]

障害者の「貧困観」

藤　原　里　佐

はじめに―問題の所在―

豊かさを追求することの限界や、雇用の不安定化、生活困窮の諸相が連日報道されるなかで、「貧困」は社会的な原因や要因によって形成されるという見方が一般的なものとなっている。ただし、それは、机上の概念的な、文字通り「見えない貧困」に対する理解であり、ある特定された、生活のありようが見える貧困の状態、貧困の当事者に対しては、個人的要因とそれを解消するための個人的努力が不可分のものとされる。たとえば、疾病がもとで失業し、困窮するに至った家族に対しては、その不運や苦労を慮りながらも、それまでの健康管理や保険の用意、他の家族メンバーによる生計維持、子どもの進学先に関する制限など、家族の責任と対処が問われる。

個人が抱える種々の困難のうち、どのような性質のものを「社会的な問題」とするのかは、問題発生の原因や生活への影響度などに加え、当事者による問題提起の方法と、それを支える合理的・客観的なアピールの有無によって支配されている面は否めない。その意味において障害者問題は、当事者が連帯し、運動を重ねる中で、ライフコース上の不利益や不平等に対しては、社会問題としての解決を迫るという合意が形成されてきた。

あえて対比させるとすれば、「貧困」は、ライフチャンス上の不運やアクシデントがあったとしても、概して個人の努力不足や思慮の欠如が主要因とみなされ、「障害」は、心身の病気や事故によってもたらされた社会的なハンディであると理解される。また、障害に対する社会的合意形成については、高度経済成長期前後の環境汚染や労働災害との関係、有害物質や人災との因果関係を追及した、当事者運動の果たした役割も小さくないであろう。

では、障害者とその家族は、一つの社会的問題を有する立場において、急激に「社会問題化」されようとしている格差の拡大や貧困問題をどうみているのであろうか。障害者支援の施策を論じる上でも、暮らしの問題は即ち「お金の問題」であったはずであるが、それは、社会資源や施設設備の拡充、ケアサービスの保障という要求の形をとっており、障害者世帯の家計や障害者家族の経済的な状況は、個人的な問題という範疇に位置づけられてきたように思われる。

筆者が1990年代より取り組んできた障害者家族に関する研究においても、当事者が「ふつう」の暮らしを営むために多面的な援助を必要としていることが明らかになり、サービス利用に伴う経費の軽減化や、社会参加をするための経済的な支援も、家族の要望するところであった[1)]。しかし、障害者の生活困難をつまびらかにする過程で、「お金の問題は、緊急度の高い、切実な困りごとではない」という印象を与えられたことも否定できない[2)]。障害者家族は、福祉施策の貧困、地域の社会資源の貧困、共生社会をめざす意識の貧困さ等々について言及してきたが、経済的な事柄については、「それぞれの事情」「家族の問題」であり、そこに障害者のニーズがあるという見方をしていないように思われた。

筆者がこうした見解をもつに至ったところに盲点があったことをふまえつつ、改めて、障害者と家族の貧困観を考えていきたいと思う。

1　障害と貧困

（1）貧困層を形成してきた「障害者」

相対的貧困線以下の人々の中で、障害者の占める割合が高いことは、タウンゼントを引くまでもなく、容易に推測できることである[3]。障害者運動の歴史を精察した田中は、1960 年代のイギリスにおいては、社会全体が豊かになり、その恩恵を受ける人が増える一方で、障害者は依然として「貧困戦争」の渦中に取り残されていたと分析している[4]。

現代社会に照らし合わせてみても、障害者は就労の機会から疎外されていること、身体障害者の60％以上が高齢者であること、障害ゆえに日常生活において追加的な費用がかかること等々は、貧困への接近を免れない要因である。

近年、イギリスを源流とする「障害学」が日本でも注目され、理論構築をめぐる研究も活発であるが、障害がこれまでどのように定義され、社会的にそれが共有されてきたかという議論は、1970 年代以降の障害者運動を検証することにも発展する。障害とは社会との関係性の中で生じる不利や不公平であることを集中的に議論し、強烈にアピールした、障害者運動の軌跡をたどることは、障害と貧困の関係を探る上でも有効である。それは、当時の運動の先駆性、今日の障害者福祉への貢献度を推し量ることに留まらず、障害者の生活のリアリティを知ることができるからである。

「経済的に恵まれない我々に向かって集めたお金で旅行することが悪いというならば生活保護や年金で結婚し子供をつくるなどということは大変いけないことであり……」[5]

これは、脳性まひの障害をもつ当事者組織、「青い芝の会」が街頭で募金活動をし、カンパのお金で一泊の総会を行おうとしたところ、組織の内部やその家族から「甘えている」という批判がおき、それに対する横塚の反論である。横塚は、障害者が経済的に恵まれないことを明示し、そうした条件にある者が生きることは認めるが、趣味や勉強、余暇活動を主張するのは贅沢だというのであれば、障害者以外の立場で公的扶助の対象となっている人はどうなのかと迫っている。

こうした議論そのものに、障害者の貧困観の一端が表れているのであるが、この時代においては、障害者の貧困が顕在化していたということが一つの特徴である。就労条件、生活条件の厳しさが障害者を貧困に近づけること、それは、障害者と社会との関係に由来する問題であることが提起されていた。障害者の就労先は概して小規模、不安定、低賃金であり、その環境の中で、もっとも底辺に障害者が位置づけられ、安価な労働力として処遇されていたと言われる。一方、生活全般の介助を要する障害者にとっては、24 時間の介護体制を作るためには、障害者年金と生活保護費を合わせた収入ではまかないきれず、ボランティアを多数確保しなければならなかった。その日、その時間の介助者が見つからなければ、食事や排泄もままならないという、綱渡りの生活を強いられていたのが実情である。

障害者の自立生活とは、バリアフリーの住宅に住み、「車いすのホワイトカラー」になるという構図ではなかったのである。むしろ、所得保障を訴え、住環境や生活介助の社会的な整備を求める、闘いの過程であり、経済的な問題は運動の核心であったとも言える。「彼らの自立生活は、多くの場合、障害者運動の思想的同調者・支援者である健常者の介助によって支えられていた」[6] というように、所得も雇用も、あるいは住宅も保障されない中で、介助料要求運動が展開されていくのである。

ここに貧困観の一つのモデルを見ることができるが、「泣きながらでも親不孝を詫びながらでも、親の偏愛をけっ飛ばさなければならないのが我々の宿命である」[7] という鮮烈なメッセージと結びつくことで、貧困との闘いをも含めた運動は、当事者に受け入れられたと考えられる。また、障害者は、障害を有することが不利なのではなく、仕事がないこと、経済的に困窮していること、公的な支援に制限があり必要な介助を得られないこと等々に不公正さがあるとし、自らの生活実態を開

示しながらそれを訴えることで、障害者運動に対する共感が広がったのではないだろうか。

親元や施設にいることで、衣食住の安心や、日常のケアが最小限保障されていたとしても、その空間は、障害者にとって不平等で不自由な閉じた社会であり、それを自ら手放すことの意味が障害者の自立運動にはこめられていた。経済的な困窮と生活全般の介助は、切実な問題となったが、自分たちの問題に直接的に対処する自由が手に入ったということでもあり、貧困層を形成していたはずの障害者は、その過程でエンパワメントを果たしていたとみることもできる。

（2）貧困問題の潜在化

現代社会において、障害者が貧困問題をどのように見ているのかを問う前段として、障害者自身が貧困の当事者ともなる可能性、自立生活運動と貧困の関係について触れてきた。

障害者が負っている社会的な不利としての「貧困」を明示した運動から30年を経た現在も、労働市場への参加の制限、社会保険や年金制度における不利、持ち家や蓄財の獲得という面での不平等など、障害者が経済的に剝奪された状況にあることに変わりはない。

しかし、障害者が貧困に陥るリスクや、障害と貧困の関係に注目することは、今日、研究においても障害者運動においても、次第に希薄になってきたように思われる。むしろ、障害者の貧困を表面化しないことに注意が向けられてきたとさえ見える[8)]。

雇用の機会や所得の安定という条件にアクセス可能な障害者、あるいは、芸術的な才能が認められた障害者の活躍は、マスコミ等を通じてしばしば紹介される。障害者も努力次第で、社会的にも経済的にも成功者となるというモデルが作られるとき、貧困の当事者となっている障害者の存在は、「小さいもの」となる。そのすり替えは、どのようにして起こっているのであろうか。

一つには、障害者自身が、障害と貧困の関係を個人の生活レベルにおいては連動させたくないという規範の表れであると考えられる。障害による稼働能力の制限が結果として低収入や経済的な損失を招いたとしても、その状態は貧困とは名付けられていない。

二つには、障害当事者の家計が独立しているとは限らない中で、定位家族の物的・人的資源を含み資産とした生活形態が、障害者本人の暮らし向きの実相をあいまいにするしかけとなっていることがあげられる。障害者自身の所得や年金受給額の多寡にかかわらず、生活全般の介助等をうけている障害者の場合には、成人期以降も生計が独立していない場合が少なくない。障害者がどのような生活を営んでいるのかということは、本人の資力や意志に基づくものとみられるが、その背景にある家族資本の有無に規定される面も大きく、障害者本人の困窮度が表出されないこともままある。

そして、三つ目には、障害者に対する差別や偏見の撤廃、共生社会の構築が進むにつれ、日常生活を自律して営み、社会参加を果たしている障害者への共感が広がり、「障害者は特別な存在ではない」という見方が、本来そこにあるはずの障害者の困難を「軽く」してしまったことである。

このようにして、障害者の連帯や運動がメーンストリームではなくなる中で、障害者の貧困は「個人的な問題」として語られるようになる。すなわち、健常者同様に、困窮している人、裕福な人、あるいは中流の人がいるのであり、障害者と貧困を結びつけて論じることは、タブー視されてきたように思われる。

もちろんその背景には、障害者や家族の運動の成果として、生活保障や社会参加の権利が獲得されてきたという点は見逃せない。それは、手当や年金の支給という形だけではなく、医療、教育、就労機会等の拡充、在宅サービスの提供等による自立生活全般にわたる支援も包含される。障害者に対する生活支援が手厚くなる中で、「生活のやりくり」は、潜在的な問題になったとも言える。

2 「貧困」をどうみるか
―障害者と家族の問題意識

（1）仮説

障害者が貧困問題から離れてきた経過について概観してきたが、その上で今、障害者が貧困問題一般を、あるいは障害と貧困との関係をどのように見ているのかを探ることが本稿の課題である。

学生、勤労者、母子世帯の母親等を対象としてきた、これまでの一連の貧困観調査[9]で示されてことの一つは、貧困という現象が社会的に作られたものであるという点での合意と、その当事者に対しては、個人的な責任を求めるという、矛盾とあいまいさを孕んだ価値観が形成されていることである。すなわち、貧困を生みだす社会構造や、結果としての不平等に向ける憤りと、直接、間接に知り得る貧困当事者が無為無策であることへの責め、両者の相反するものが同時に成立し、それが合理的であるかのように語られているのである。貧困という状態は、就労条件の悪化、傷病、家族のアクシデント等々の集積に対して必要な支援が届いていない社会問題であると認識しながらも、貧困に陥った人の暮らしぶりに対しては「自分自身で招いたもの」という批判的な見方がなされる。

それに対して、障害をもつことや、障害を原因とする生活の困難さに関しては、偶発性や被害性を一つの根拠に、社会的問題＝社会的な支援という公式に当てはめ、貧困と障害が質の違うハンディであることが強調されてきた。

それでは、障害当事者は、障害者の抱える種々の困難を社会問題とする中で、貧困をどうみているのか。健常者を対象とした貧困調査以上に、障害と貧困の発生機序の違いを指摘する可能性があり、社会福祉ニーズをもつ者としての共感が得られないのではないかという仮説が考えられた。

それは、障害者同士の連帯や組織化において、しばしば障害種や障害の程度によって細分化され、さらには年齢や世代別に属性が分かれ、他障害の問題や他の属性の実態を必ずしも共有していないことからも推察される。つまり、自分たちの問題を世に問うとき、そのニーズや背景が多種多様では、確固とした主張が届かないというところにおいて、障害者の運動は成功している面がある。またそれだけに、障害以外のことに由来する社会的な不利益に対してどのような見方がされるのか、そこでの貧困観を探ることの意味は大きいと考える。

（2）貧困観調査

先述したように、これまでの貧困観調査では、貧困問題があるとすれば、その原因は何であり、貧困の状態はとは具体的にどのような生活実態なのかということを問うてきた。それに対して、各自の生活経験、知識、価値観等に基づいた貧困観が表出したが、特徴的なことは、「貧困」という言葉そのものに対する嫌悪感、拒否感が強く表れ、当然のことながら、それはそのまま、こうした貧困調査に対する批判と拒絶感を生みだしたことである。貧困という言葉の持つ差別性、定義の曖昧さ、問題設定の不整合等に対する指摘も多く、貧困という表現が当事者蔑視を招くという見方、精神的貧困の方が深刻化している中で、経済的な貧困を問うことの疑義、そもそも今の日本には「貧困」はないという認識が、回答の中で少なからぬ割合を占めていた[10]。

一方、障害者を対象とした貧困観調査では、対面調査という性格もあり、上記のような貧困という表現をめぐる違和感を投げかけられることはなかった。また、障害者問題とは離れた視点から、一般的な「貧困」を問うことと、障害者問題の関連の中で、貧困問題を重ねて問うことをそれぞれ試みたが、一般的な貧困の話題は総じて障害による貧困の実情に傾斜し、一つの社会問題の当事者性が強く表れる結果となった。障害者の中では、貧困観がどのように形成され、またそれは当事者間に共有している性格のものかどうか、障害者と家族の間で差異があるのか否か。こうした問題意識に基づき調査を実施した。

本調査は、2007年9月より2008年2月までの期間、調査者がインタビューをするかたちで実施

表１　被調査者の属性

障害者

被調査者の属性	性別	障害種	現在の生活状況	経済的な状況
Aさん　50代	男	身体障害	無職	年金300万円前後
Bさん　50代	女	身体障害	公務員	年収800万
Cさん　50代	男	身体障害	自営業	年収450万 （妻の年金含む）

家　族

被調査者の属性	性別	子どもの障害種	家族の生活状況	経済的な状況
Dさん　40代	女	重複障害	子ども：20代グループホーム入所 母：無職（母子家庭）	母転職直後のため、無収入 子どもの年金年間60万
Eさん　50代	女	身体障害	子ども：10代　養護学校高等部 父：会社員　母：無職	父年収300万以下
Fさん　50代	女	重複障害	子ども：20代　在宅 父：会社員 母：臨時職員（週数日）	父年収300万位
Gさん　60代	女	知的障害	子ども：30代　施設通所 父母：年金受給者　兄40代　姉30代同居	本人年金＋両親の年金＋兄の収入

した。被調査者は全員、口述が可能であった。生活全般の状況、当事者の経済的な状況、特に自立支援法以降の影響など、「障害」に由来する生活実態と、「貧困」一般に関する意識、考えを相互に絡めながら設問するかたちをとった。

被調査者のプロフィールは上の表の通りである。被調査者のうち当事者は、独立した家計を営んでいる３人である。家族の方は、養護学校に子ども通学させている母親と卒業生の母親である。

いずれの対象者も、「貧困観調査」というインタビューの性格上、概要を説明した段階では、「設問の難しさが予想される」という印象をもたれたが、障害を有する上での経験を振りかえりつつ、総じて積極的に応えてもらうことができた。

（３）「貧困」の語られ方

障害者が「貧困」問題をどう捉えているかということについては、貧困の実態、貧困の定義、貧困当事者への視点等は、これまでの貧困観調査の対象者と大きな相違点は見られなかった。マスコミなどの情報に基づいた印象、格差拡大への実感、家族や地域の将来につながる不安など、「貧困化の進行」が実感されている一方、戦後の困窮を想起し、貧困は怖くないという言葉もあった。

ただし、「貧困に陥る理由」に関しては、「働けないといっても、それは怠けているのではなく、障害があるかもしれない」「一生懸命頑張っても力が出せない人の中には障害があるのに、それが気づかれないままの人もいるのでは」というように、隠れたところに障害があるのでないかという推測が加えられている。仕事に適応できない理由や、収入を得られない事情は、本人の意識によるものだけではなく、貧困の多面性を探り、その延長性には、貧困に対する寛容さも窺える。

貧困の定義と当事者に対して

「貧困といってもすぐには浮かばないけど、フツウの生活から転落した人。それは会社の責任だったり、社会の責任だったり。本人が投げやりになった人もいる。食べていくために、働く意欲があってもダメ……年齢で就職できなかったりする。」（母　Dさん）

「貧乏な時代に育ったから貧困はおっかなく思わない。生活の変化は、家の周りでも特に感じない。贅沢しなければ暮らせるという点で。ただ、石油の値上がりは感じる。貧困に陥った人は家族との関係がうまくいかない人ではないか。」（母　Gさん）

「貧困はいやな言葉。気持ちだけは貧困になりたくない。アフリカは食べられない貧困、戦後の日本は殺伐とした貧困。今の状況よりも将来の生活が怖いし、不安である。」（母　Fさん）

「ホームレスの人に対して、五体満足なのだから働けるはず、とはじめは見ていた。でもホームレスを支援している人がいるということは……何らかの弱さもある人だと今は思うようになった。仕事がない、日雇いばかりで就職できないというはじき出された人が貧困の当事者。」（Aさん）

ここでのAさん発言には象徴的な点がある。それは、ホームレスの人が支援の対象になっていることを目の当たりにすることで、そこから判断し、貧困に陥った人にはなにがしかの重い理由があるのではという理解がされていることである。社会問題とは何かという基準設定において、その当事者を支援する人の存在を根拠にしており、これは、当事者運動やそれをアドボケートする人たちの存在が、新たな貧困観の形成につながることを暗示している。

「貧困とは、生活を維持できない、ライフラインのストップ、諸経費を払えないこと、食べることに窮すること、余暇なし、文化的な楽しみなし。そうなったとして、本人のせいとは言えない。社会構造的なもの。商売でぼろもうけしなくても、地道にコツコツ努力することが大事であったはずの日本で、それが通じなくなったのは国のリーダーの責任。人としてのQOLを尊重する視点がない。」（Bさん）

「生活保護家庭の知り合いがいる。ちょっとしたあそび、外食、余暇ができていないと思う。」（母　Dさん）

このように、貧困の定義についても、生活と文化、あるいはQOL＝生活の質、というタームをもって測定することは、障害者の貧困観の特性である。それは、これまで、障害者の生活保障を求める運動の中で繰り返し提唱してきたことであり、生活することに精一杯という段階までの援助では、社会福祉の役割を果たしていないとする主張の再現である。生活から文化的なものが欠けている状態、QOLが低い状態に対して不寛容であることは、何が奪われているのか、不足しているのかという視点から障害者の生活を作り上げてきたゆえの発想でもある。

貧困からの脱出

「働く力があるのに働くことができない人には、それを用意することが必要。でも自分の子どもは（重度障害のため）生産性がないことは申し訳ない気がする」（母　Fさん）

「一度貧困に陥った人がそこから抜け出すためには、労働につくチャンスが必要。もしかしたら怠けている人も最初からそうだったわけではない。そうならざるを得ない人もいることは、障害者の作業所などでも似たようなところがある。」（母　Dさん）

「生活保護は一時避難的なものだと思う。だから申請した人には、特別ごまかしているような人以外は支給したらよい。ここできちんと保障できたら、そのあとが違ってくる。」（Aさん）

さらに、貧困から抜け出すための方法についても、初期投資を惜しまないという援助観が特徴的である。最初に「個人の努力ありき」ではなく、適切な援助を得ることにより、その人らしく生きられるという見方も、障害者支援のめざしてきたものが反映されている。

このような貧困観と援助観は、障害というハンディを有し、それに対する社会的な支援を受ける立場であることが、問題への理解をある面では加速させ、社会に対して戦略的であることを示唆するものであると考えられる。

3　貧困問題への接近と家族

障害者福祉のサービスが機能し、生活の手段や経済的支援が実行されると、障害者の貧困問題は多分に解消されたように判断される。貧困の当事者とは誰なのかという議論においても、そこに障害者を位置づけることは抑制され、障害者の貧困

観を問うこと自体も回避されてきたことが窺える。権利擁護の進展や福祉制度の拡充が、障害を有する個々人の生活基盤を支えきたことは明らかであり、当事者組織やその家族の活動が果たしてきた役割が評価されるところでもある。一連の運動や政策参加を経て勝ち取った権利に関して、「ものとり運動と言われることに抵抗があった」(Bさん)という発言もあるが、生活の安定、社会参加の保障を求める運動は、障害ゆえに奪われていたものを取り戻す行為でもあったのである。

一方、今現在、自分自身が経済的な問題を抱えているか否かにかかわらず、障害者は、「貧困」への恐れ、当事者への関心、社会的対応への期待などをもっていることが聞き取り調査からは明らかになった。また、障害者の家族は、自分たちのサポートが途絶えた時に、残された子ども(障害者)が貧困に陥るのではないかと憂慮し、貧困問題に無関心ではいられないという心境を語っていた。たとえば、障害者が地域でのふつうの暮らしを望み、経済的・人的支援を受けて、今それが成立していたとしても、就労によって一定の収入を得るという手段が講じられないことや、年金・手当の実質的な減額が今後も断行される状況では、将来どうなるのかわからないという漠然とした不安は拭いきれない。「頑張って働けば……」という仮定を多くの障害者は描くことができないのである。

障害を有しているゆえに、著しい経済的な不利益や、容認しがたい貧困に直面することが起こりうるのであるが、障害者の貧困が可視化しないのは、家族資源に依るところも大きいと思われる。障害者の生活状況が、家族のもつ資源に規定されることは、人的にも経済的にも当てはまることである。自らの就労に制限がある障害者は、家族の経済力に生活が規定される。日常生活の介助に関しても、自立支援法に規定された内容が不十分な場合、資金が潤沢にあれば個人の負担でサービスをアレンジすることも可能である。その一方では、応益負担により費用が嵩むため、福祉的就労の場への通所も制限し、社会参加の機会から疎外されるという事態も生じている。障害者の家族においては、経済的余裕のないことが家族介護の役割を肥大化させ、そのことがまた、家族メンバーを就労から阻害し経済力を弱めるという悪循環を招いている。

このように、障害児者の生活と家族資源の関係が密接であり、家族もまた「当事者」であることを余儀なくされているなかでは、貧困問題の生起やその解消に関して、家族の役割・支援をどのように考えているのであろうか。

貧困当事者と家族との関係、あるいは貧困という状態に対する家族の役割に関して

「家族は案外、客観的になれないから、頼りにはならないと思う。距離のある人が支えたほうがよい。先ずは家族という、日本の考え方が本人の負担にもなる。家族は切ろうと思っても切れないからお互いに重い。」(Bさん)

「人情的なものと考えている。それまでのつきあい方にもよるが、自分の生活が守られる範囲であればその人を支えることもしたほうがよい。」(母　Eさん)

「経済的にそこに手を貸そう思うと、自分の家族が破綻してしまう。部分的な援助で精一杯であり、共倒れがこわい。」(Cさん)

「家族の役割が機能していればそこまでいかないはず(貧困に陥らないはず)。本人の家族との向き合い方が生きてきた過程で経験できなかったのでは。」(母　Gさん)

「日本は家族の責任ということが美風なっているかもしれないが、たとえば障害者を家族が抱えたら、そこで家族の生活水準が下がってしまう。だから公的な援助で対処すべきだと思う。」(Aさん)

貧困問題に対する家族の関わりについては、第一義的に家族役割の限界や家族責任の重さが指摘され、これは当事者にも家族にも共通した見方である。家族関係が希薄であることが貧困の一因であり、そもそも支え合う関係にないことが貧困を作り出しているという鋭い考察がなされている。またそれは、障害者の支援おいても同様の問題で

あることに言及している点は特徴的である。

そして、家族支援の限界を説いている障害者の母親が、実生活では、これまで献身的に障害児のケアにあたり、経済的にも支えてきているという経過があることも重視すべきである。貧困にしても、障害児支援にしても、家族が全面的に援助することは肯定できないという発言の裏には、そうすることを余儀なくされてきた中で生じた違和感や負担感が潜在しているのである。家族が支えあうことの美風と、家族だからこそもっとも分かり合えるという言説を与えられてきた立場であるからこそ、家族機能や家族役割の不確かさを看破しているのではないだろうか。

また、家族のケアを受けてきた障害当事者が、貧困の原因をめぐる個人性や社会性を問う以上に、貧困という結果に対して、家族を介在させないというスタンスを一貫させていることは興味深い。これは、障害が日常生活や心身のケアであることと比較し、貧困はお金の問題あるから、そこには家族が容易に関与できないという意識であるよりも、家族内の問題に家族が深く介入することの困難と限界を示していると理解できる。

障害者の生活について、経済的な部分に関しては、家族との同居や施設入所などにより実情が見えにくいという点は先に述べたところであるが、知的障害を伴う場合には、家族の具体的な支援がないことや、家族による金銭管理がなされないことが、即座に当事者の不利を招くことは想像され易い。つまり、家族依存の弊害を当事者は認知しながらも、家族がいなければ障害者の生活が著しく不安定になることも現状では免れないのである。それだけに、障害者は家族とのスタンスを推しはかり、家族もどこまでを自らの責任・役割とするかを探ることになる。

そこでは、将来的に、障害が貧困を招くのではないかという危惧もあり、そのような視点で貧困を観察している兆しもみられる。本調査の対象者の一人は公務員であり、自身は経済的に安定しているとしながらも、自分の周囲においてお金の問題が深刻化していることを実感している。家族の方では、親の世代が高くなるにつれて、子どもの経済生活をどのように維持するかが懸案事項になってくるのであるが、「貧困の当事者は誰か」という問いに向きあうことは、すでに自分たちのまわりに派生している貧困の因子を見いだす作業ともなっていた。

「ホームレスと接する機会があり、好きでやっているわけではないことがわかった。構造改革の責任は大きい。生活保護費のことでバッシングする人も貧困。ねたみがある。障害者同士の間でも、年１回の温泉での親睦旅行に、１万円を越えたらおつきあいできないという人が出てきている。」（Ｃさん）

「母子家庭のお母さんで障害児を育てている人は、質素な生活をしている。25 年働いて、自分の年金は月に５万。それに子どもの障害基礎年金が月に８万くらい。かなり厳しいのに、母子加算廃止でしょう……」（Ａさん）

「貧困は基本的に構造的なものだが、見極めできない。格差の中で、特に自分が経済的に大変な思いをしている人に『障害者はいいですね』といわれる。貧困と学歴、障害はつながっている。たとえば障害があると家族にも学歴は重視されない。大学へ行くことが遊びに行くことと同義になり、就職できないのに大学に行く意味はないと考えられ、その子どもの進路は阻まれる。結果的に貧困に近づいてしまう。」（Ｂさん）

「もともと障害者はお金がないのに、そこから自己負担を求められるというのは変な話。健常者は働いてお金を得ているのに自立支援法は使わないのに、障害者は働いていなくても、そこからさらに取られる。税金で納めるならわかるけど。」（Ａさん）

自身の生活に関しても、障害をもつことが貧困を招いている、あるいは家族が貧困を回避することから妨げられるという経験が語られているが、注目すべき点は、自立支援法施行とそれに前後するかたちで断行されている種々の予算削減・自治体独自の予算措置廃止という事態により、障害者の生活条件が大幅に悪化していることである。ま

た、それに加え、家族全体の経済力が下向きになっていることも、障害者と家族の貧困を顕在化させることになる。

「若いときに（障害が）発症し、そのときの給料が比較的高かったから、厚生年金が悪くない。だから、ぜいたくをしなければやっていけると思って、無理に節約をするのでなく、必要なことに使った方がよいと思っていた。その矢先に、急に自己負担が増えてきた。たとえば交通費の助成も3割減ぐらいになってしまい、収入は増えないのに支出が増えるんだよね。」（Aさん）

「夫が転職して年収300万円以下の生活になった。でも、前は激務だったから、子どもにかかわることもできないし、転職は良かったと思うけど。再就職先は厳しかった。こういう状態で、どこまで子どもに良いふるまいができるのか。お金がないことは気持ちが暗くなり、鬱になる。」（母　Eさん）

Eさんは、障害児と健常児の二人の子どもの母親であり、夫は、子どもの障害がわかった時点で、転勤を辞退するなどしていたが、数年前にその会社を退職した。現在50代の夫の年収は、転職後270万円になった。母親のEさんは、障害児のケアに従事しているため、パート勤務等も困難であり、障害が間接的に家族の貧困を招いている状態である。さらに、養護学校では、同様の事情を抱えた家族が増え、子どもが寝付いた深夜2時から早朝6時までの飲食店の清掃や、夜だけのアルバイトで家計を補助する障害児の母親が身近にいるとEさんは憂慮している。それはとりもなおさず、母親の健康被害につながるからである。

日常のケアを家族に委ね、障害を軽減、緩和するためのリハビリや教育に母親を介在させてきたことにより、障害児家族の経済的な問題が深刻化していることは、障害者福祉の側もこれまで関与してこなかったことである。障害児者がいることで、家族の一人がケアに専念することを余儀なくされ、家計の悪化を阻止できない状態が作られるという苦渋は次のコメントからも窺える。

「子どもの手当をずっと貯金していた。それを使って、福祉先進国の視察にでも行かせたいと思っていたが、その金が生活費に……以前、子どもの年金を親が使っていると聞いて、とても批判的な気持ちになった。でも、今は、うちも障害者年金から下の子どもの学費をだすことになるかもしれないと思っていることに暗澹とする。」（母　Eさん）

「子どもが養護学校を卒業して在宅となってから、母親が就労できなくなった。そう考えて、年金を使うしかない。子どもの年金は生活費に充てるようにした。今まで貧困とかのニュースを見られたけど、最近は怖くてみられない。将来そうなるかもしれないと思ってしまうから。」（母　Cさん）

4　障害者の貧困観が提起するもの

1970年代、障害を悲観しての親子心中が起きる度に、親への同情論・擁護論が支持されることに対し、横塚は「母よ！殺すな」の中でその不当性を訴えている[11]。そして、障害者が自己主張する必要があることを説きながら、自分たちには「自己」と呼べるものが形成されているのかと自問する。「体がわるくても心は美しく」「心まで障害者にならないように」という教育が徹底されたことにより、心と体が分断され、自己喪失に陥っているのではないかというのがその答えであった。それは換言すると、社会によって無力化された、ディスアビリティの状態であるということができるだろう。

ここで障害者が刷り込まれていたとされる意識構造は、先行する調査で明らかになった貧困観にも通じるものがある。すなわち、「貧乏でも心は美しく」「心まで貧しくなってはいけない」という、清貧の思想や美化された貧困観と同質のものであると考えられる。障害者が無力化され、心と体の分断を招いたように、貧困の当事者も、一方ではその生活態度や生活能力を否定され、その結果としての生活困窮に対しては、心のもちようで解決することをほのめかされるのである。

物資的に困窮したとしても、心がけ次第で前向きに生きられるはずという発想や、経済的な豊か

さを追求するばかりに心が貧しくなっていくという警告がこれまでの貧困観調査において少なからずみられたが、それは、貧困の本質から離れた理解であると言わざるを得ない。それに対して障害者への聞き取りの中では、そのような精神論に基づく見解や、豊かであるがゆえに重要なものを見失うというような発言がみられなかったのは、障害を有していることや、障害のために充分に就労できないことが、一般的な豊かさを追求することや、それを享受することからも疎外され、その部分を家族が補完することにも限界があることを示しているのではないだろうか。

現在、障害者をもつ人とその家族とって、生活保障や、福祉サービスの費用負担の問題を度外視したところで、障害者福祉施策や支援のありかたを論じることは、極めて不合理なことになりつつある。

日常生活全般のコストアップ、自立支援法に伴う応益負担の発生、そして、障害者家族の中にも起きている不安定就労や非正規雇用の広がりは、障害者の「貧困観」を再度、変容させることになったとみることができる。

すなわち、かつて貧困層を形成していたとされる障害者は、一旦その問題を緩和・解決してきたように思われる。それゆえに、障害者とその家族は、障害に由来する不利益を解消しようとすることと、貧困に陥った人がそこから脱しようとすることとは、質的な違いがあるとみなし、後者の条件は「意欲」や「努力」を上向きにすることであり、それは、心身のハンディに伴う不自由さと比して、「容易なこと」と判断してきたのではないだろうか。しかし同時に、小さなこと、容易なことに見えることが、大きな障壁と化すことも、障害をもつ立場であるがゆえに経験的に理解している面がある。障害の克服や軽減のために努力することや、リハビリを奨励されることに疲労感や負担感を覚えてきた障害者は、本人の頑張りや勤勉さで貧困の要因を取り除くことの困難性を察知しているのではないだろうか。

自己の能力や生活態度、責任が問われるという問題に対し、障害者の視点は複眼的であり、客観的である。それは次のような発言からも見いだすことができる。

「障害者自身も自らに自己責任を問う場合がある。たとえば自己の過失で交通事故を起こし、障害者になった人は自分を責めてしまう。薬物依存の後遺症の障害者もそうだ。ただ私は、事故の原因は確かにそうだけど、それによって一生涯車いすの生活になったことの責任までを全て自分自身で負うことはないと言っている。それは、社会的な責任でみてもらえると思う。好きで車いすの生活になったわけではないのだから……」（Aさん）

今日、障害者とその家族は、生活の困窮や貧困問題を「他の領域の福祉問題」として、対岸から傍観しているわけではないことも事実である。国単位、行政単位の財政破綻のさなかにあって、また、サービス提供に際して、事実上の応益負担の導入が開始された中では、障害者が再び貧困問題に接近していると言っても過言ではないだろう。

年金支給額の頭打ち、手当の減額というかたちで障害当事者の収入が削減すること、障害者家族の所得が実質的に増加しないこと、老齢年金等の先行きが不透明であること等々が同時進行する中で、障害者の経済的な問題は切実さを増している。今回の調査においても、経済的な保障をめぐっては、障害者年金と生活保護費の多寡を争点とする議論も見られ、障害に起因する不利益の正当性は、手当（年金）受給の優越性となり、「既得権的」な領域にあることが当事者の主張となる。その一方で、就労支援の強化に伴う障害者の二極分化は、たとえば、正規雇用の身体障害者（単一障害の肢体不自由者）と在宅の重度重複障害者という構図をのなかで、障害者間の分断も招くことになる。今後、福祉予算の縮小が強行されるなどすると、福祉ニーズをもつ対象者同士が対立することも想定される。

こうした背景の中で、基礎構造改革以降にみる障害者の生活を覆う不安定要素は、障害者の貧困

問題を今一度検証することを喚起していると言える。さらには、社会的、経済的な力の有無が、直接的に障害を引き起こすというマイケル・オリバーの分析、「インペアメントは偶然の出来事として分布しているのではない。異なる社会、あるいは一つの社会の内部で偏在するものである」[12]から考えると、障害と貧困が重なり合う問題として派生しているという見地から、実態分析と考察を深めていくことが今後の課題となるであろう。

注

1）藤原里佐（2006）『重度障害児家族の生活―ケアする母親とジェンダー』明石書店。

2）たとえば、学齢期終了後の子どもの生活の場が整備されていないこと、家族介護の長期化に伴う、家族全体への影響や、特に母親の心身の負担が、至急の問題であると認識した。しかし、そうした事柄も経済的な事情によって対処の方法は異なるのであり、金銭的な問題が浮上していないと判断することは、障害者家族に対する一面的な理解に留まっていた。

3）コリン・バーンズ、ジェフ・マーサー、トム・シェイクスピア（2004）『ディスアビリティ・スタディーズ　―イギリスの障害学概論』明石書店 175-185。

4）田中耕一郎（2005）『障害者運動と価値形成　日英の比較から』現代書館、61。

5）横塚晃一（2007）『母よ！殺すな』生活書院、119-123。

6）田中　前掲書、39。

7）横塚　前掲書、27。

8）障害と貧困を結びつけることは、差別的な意味合いやラベリングの問題が生じるということから、研究においてもそれが抑制されてきた面があるのではないかと考えられる。

9）青木紀（2006）「現代日本の『貧困観』に関するアンケート調査中間報告」『教育福祉研究』12。
青木紀（2007）「現代日本の『貧困観』に関するアンケート調査結果（2）」『教育福祉研究』13。

10）青木紀を代表とする科学研究費助成金による基盤研究「現代日本の『貧困観』に関する実証的研究―アメリカにおける研究との対比の中で」『教育福祉研究』第 12 号、第 13 号を参照。

11）横塚　前掲書　63-66。

12）マイケル・オリバー（2006）『障害の政治―イギリス障害学の原点』三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司訳　明石書店 38-42。

文献

星加良司（2007）『障害とは何か―ディスアビリティの社会理論に向けて』生活書院。

コリン・バーンズ、ジェフ・マーサー、トム・シェイクスピア（2004）『ディスアビリティ・スタディーズ―イギリスの障害学概論』明石書店。

横塚晃一（2007）『母よ！殺すな』生活書院。

マイケル・オリバー（2006）『障害の政治―イギリス障害学の原点』三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司訳　明石書店。

稲葉振一郎・立岩真也（2006）『所有と国家のゆくえ』NHK ブックス。

立岩真也（2004）『自由の平等―簡単で別な姿の世界』岩波書店。

立岩真也（2000）『弱くある自由へ―自己決定・介護・生死の技術』青土社。

（北星学園大学短期大学部・准教授）